⑵　予決令第71条の規定に該当しないものであること。
⑶　東北森林管理局における令和５・６年度一般競争（指名競争）入札参加資格の「建設コンサルタント業務」の「森林土木」においてＡ等級又はＢ等級の競争参加資格の認定を受けていること。
　なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　東北森林管理局管内に本店・支店又は営業所を有する者であり、対象営業区域を山形県として登録していること。
⑹　平成20年４月１日以降元請けとして、以下に示す同種業務を実施した実績を有すること（設計共同体（「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成11年３月25日付け11経第718号大臣官房経理課長通知）及び「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについての廃止後の対応について」（平成25年３月26日付け24国管第159号林野庁長官通知）に基づく設計共同体をいう。以下同じ。）の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
　なお、各森林管理局・署等が発注した国有林野事業における建設工事に係る調査、測量及び設計の請負業務（測量・建設コンサルタント等資格に基づくものに限る。以下「調査等業務」という。）の実績を有する者において、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成22年３月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知）第６に規定する業務成績評定結果の通知を受けている場合は、その評定点が60点未満のものは実績として認めない。
　設計共同体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす業務実績を有すること。
　同種の業務：治山関係事業における地すべり調査業務
⑺　本業務の実施にあたり、管理技術者及び照査技術者を配置できること。
　なお、管理技術者にあっては次のア及びイいずれの基準も満たす者とし、照査技術者にあっては次のアの基準を満たす者とする。
ア　技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者、又は当該調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、その実務経験が通算２ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。
　㋐　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の２に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上である者
　㋑　短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上である者
　㋒　学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等の資格を有する者のうち、林業又は土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等程度以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上である者
　㋓　社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する者（社団法人建設コンサルタンツ協会が行うシビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ）の登録（森林土木部門の登録に限る。）であって、森林土木部門の職務に従事した期間が８年以上である者
イ　平成20年４月１日以降に、上記⑹に掲げる業務において管理技術者、照査技術者、担当技術者として経験を有する者。ただし、各森林管理局・署等が発注した調査等業務であって、かつ、業務成績評定を受けている場合は、その評定点が60点未満のものは実績として認めない。
⑻　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料を含む。以下「申請書」という。）及び技術提案書（以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年６月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
⑽　当該業務の実施計画に係る技術提案書等が適正であること。
　なお、その記載内容が適正でない（未記載を含む）場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。
⑾　各森林管理局・署等が発注した調査等業務にあっては、次のすべての事項を満たしていること。
ア　令和３年度から令和４年度の過去２年度に完成・引渡しが完了した調査等業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定点合計の平均が60点未満でないこと。
イ　令和４年４月１日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡しが完了した調査等業務がある場合においては、当該業務成績評定点が60点未満でないこと。
ウ　設計協同体にあっては、当該設計共同体の実績及び業務成績評定点とし、当該設計共同体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。
⑿　当該業務の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法（ＣＤ―Ｒ等による配布等）での交付を受けていない者は入札参加を認めない。
⒀　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成20年３月31日付け19東経第178号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む）に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　競争参加資格の確認等
⑴　本競争の参加希望者は、上記２に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について、確認を受けなければならない。
⑵　技術提案書等の提出期間、場所及び方法
　技術提案書等は、電子入札システムにより提出すること。
　ただし、電子入札システムによりがたい者で発注者の承諾を得た場合は、下記イの場所へ郵送等（配達証明ができるものに限る。以下同じ。）又は持参により２部提出すること。
ア　提出期間
　令和６年２月２日から令和６年２月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前９時から午後４時まで。ただし、正午から午後１時までを除く。
イ　提出場所
　〒999―5312 山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200―11　山形森林管理署最上支署総務グループ　電話：0233―62―2122
　なお、詳細は入札説明書による。
⑶　技術提案書等は、入札説明書により作成すること。
⑷　上記⑵に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

４　総合評価落札方式に関する事項
⑴　総合評価落札方式の方法等
ア　技術等に対する得点は、各評価項目の評価点とし、最大60点を付与する。
イ　入札価格に対する得点は、入札価格を予定価格で除して得た数値を１から減じて得た値に入札価格に対する得点配分30点を乗じて得た値とする。
　入札価格に対する得点＝配分点（30点）×（１－入札価格／予定価格）